

令和元年5月定例総会議事録

- 日 時 令和元年5月17日（金） 午前9時34分～午前11時12分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届出
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請
 - 第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
 - 第7号議案 買入協議の適否の判断について
 - 第8号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
（案）
 - 第9号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
 5. 閉 会

午前 9 時 34 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。4月も終わりました、令和元年5月の総会になりましたけれども、晴天続きで麦刈りのコンバインの音がし始めましたので、皆様方、何かとお忙しい時期かと思えます。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は21名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和元年5月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出8件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知33件、報告第3号 使用貸借解約通知11件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出3件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出4件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請15件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請6件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請23件、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請3件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転11件、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定500件、第7号議案 買入協議の適否の判断について1件、第8号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）1件、第9号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）1件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は5月9日、北部は5月10日に行っております。

また、調査会については、南部が5月13日、北部が5月14日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、12番委員の中村委員、13番委員の福田委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書26ページ及び27ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番から5番までの審議結果について報告します。第38回常設審議委員会議の報告。

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取について0件、農地法第5条の規定による意

見聴取について2件。

農地法第5条関係2件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから11ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～33

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から33番までの33件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページから14ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1～11

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から11番までの11件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書15ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長（坂井邦夫君）

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書16ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書17ページ及び18ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書19ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は普通売買の案件、審議番号4番は贈与の案件、審議番号5番は親子間での贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この5件について、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、1番から5番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページ及び140ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

10

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

433

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号10番及び、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号433番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、新規就農の案件で、申請人が同一のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号10番及び第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号433番については、新規就農の案件で、申請人が同一であることから一括審議・一括採決を行い、調査会において申請人による説明を求めました。

申請人は、大学で農業を専攻し、その後、農業用機械関係の会社に勤務していた頃にアスパラガス農家と知り合い感銘を受け、自分も農家となりアスパラガスを栽培したいと思い、就農を決意し申請されたとのことでした。

申請人に、用水元と出荷先について確認したところ、用水としては井戸を掘ることも検討したが、費用が掛かるため、当面は申請地西側の水路の水を利用し、出荷先については農協を考えているとのことでした。

また、他の作目の耕作意向について確認したところ、現時点では、アスパラガス以外は考えていないとのことでした。

その他、地元委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件については、合計4,044㎡で、5反を満たさないものの、集約的栽培が行われることから、下限面積要件の特例事項である「農地法施行令第2条第3項第1号」に該当することから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。

また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているため、この2件については申請どおり許可相当として、また、計画案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、また計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号10番及び、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号433番の2件については、申請どおり許可、及び計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書19ページから21ページまでをお開き下さい。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

10を除く6～15

○会長（坂井邦夫君）

審議番号10番を除く、審議番号6番から15番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号6番は親子間での贈与の案件、審議番号7番は親子間での生前一括贈与の案件、審議番号8番、9番及び11番から15番までの7件は普通売買の案件です。

各案件については、地元委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この9件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番を除く、審議番号6番から15番までの9件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページ及び29ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3・4

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

10

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番、4番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、申請人が同一のものとして申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番、4番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番の3件は、転用目的が「農業用倉庫及び車両置場」、「農家住宅」及び「車両置場」の一部農振除外を経た案件で、申請人が同一であるため一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

農地法第4条の審議番号3番及び農地法第5条の審議番号10番について、申請人は、農業の傍ら自動車修理業を営んでいますが、敷地が手狭であるため、申請地を農業用倉庫及び車両置場として利用したく申請されたものです。

また、農地法第4条の審議番号4番については、申請人が申請地の近くに多くの農地を所有していることから、農家住宅を建築したく申請されたものです。

農地法第4条の審議番号3番について、申請人に廃農機具置場から水路への油の流出対策について確認したところ、現時点ではコンクリート敷きとする計画はないが、廃農機具を整理するなどして、流出防止策を図りたい旨の回答を得ました。

また、農地法第4条の審議番号4番の農家住宅の案件については、農家住宅の通路を東側に設置する理由を確認したところ、申請地の西側には他人の土地があり、取得が困難であるため、東側からの通路としたい旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地法第4条の審議番号3番及び農地法第5条の審議番号10番については、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は3件とも、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は3件とも、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。14番委員。

○14番（山口敏勝君）

転用の事由に「市内に多くの農地」と書いてありますが、面積はどのくらい持っていますか。

○南部調査会長（大園敏明君）

すみません、事務局お願いします。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。

○事務局（川崎巨啓農地係主査）

現在約5町ほど農地を所有されております。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

14番委員、それでいいですか。

○14番（山口敏勝君）

はい、いいです。わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番、4番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号10番の3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番、2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番は、転用目的が「海苔資材置場」の農振除外を経た案件で、申請人は海苔養殖業を営んでいますが、現在、自宅から離れた場所に海苔資材を保管しているため、資材の管理が十分にできないとのことで、今般、自宅から近い申請地を海苔資材置場にしたいと申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「営農型発電設備（一時転用の更新）」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業を営んでいますが、平成28年から申請地において営農型太陽光発電を行っており、今般、3年間の一時転用期間が満了となるため、一時転用の更新を申請されたものです。

申請地では、シイタケの原木栽培が行われており、申請人に3年間の耕作状況について確認したところ、徐々に収量や品質も向上してきており、今後も継続して栽培していきたいとの回答を得ました。

また、販売先について確認したところ、まだ出荷できるほどの品質や収量に至っていないため、知り合いの料理人に配って評価してもらっているとのことでした。

さらに、売電収支について確認したところ、収支は黒字となっているとの回答を得ました。

その他、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等に加えて、営農型発電設備の要件であるパネル下部の空間確保や農作物の状況報告についても問題ないことを確認し、また、申請人は、認定新規就農者であるため、営農型発電設備における一時転用の次の更新期間は10年以内となり、令和11年6月16日までとなることを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、審議番号1番及び2番の2件については申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書24ページ及び33ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

6

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

21・22

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号21番及び22番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一体のものとして申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号21番、22番の3件は、転用目的が「貸駐車場の敷地拡張及び宿舎」の案件で、この3件は一体のものとして申請されたものであるため一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は建設業の傍ら、農業を営んでいますが、今年の豪雨被害以降、兼業である建設業で使用する駐車場が手狭で、宿舎も必要となったため、自身で整備して、自分が経営する会

社へ貸し出したく申請されたものです。

申請人に、今回の申請地が平成28年に耕作目的で取得されていることについて、取得後の耕作状況を確認したところ、水はけが悪い田であったため、昨年から個人で圃場の整備を行っていたが、建設業の事業拡大に伴い、申請地の利用計画を変更したとのことで、耕作目的で取得したにもかかわらず、現在は作付けできていないことに対し、お詫びする旨の説明がありました。

この件については再度、調査会後に事務局が確認したところ、申請地を取得した後の2年間は畑として、カボチャを栽培したとのことでした。

また、申請地南西に隣接する農地について確認したところ、自家消費用の畑として必ず耕作するとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番

号6番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号21番及び22番の3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書24ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

5

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号5番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号5番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘（一時転用）」の案件で、申請地は今後、分譲住宅として転用することが計画されており、それに先立ち、埋蔵文化財の試掘調査を行いたく申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号5番については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書28ページ、35ページ及び36ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1・2

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番及び2番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一体のものとして申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番及び2番の3件は、転用目的が「建売分譲住宅」及び「一般住宅」の一体的な案件であるため一括審議・一括採決としました。

農地法第5条の審議番号7番の申請人は、平成31年2月に建売分譲住宅を目的として転用許可を受けていましたが、同じく平成31年2月に一般住宅を目的として転用許可を受けていた隣接地の事業計画変更、審議番号2番の申請人から、土地の一部を購入してもらいたい旨の要望があったため、建売分譲住宅敷地の拡張と、一般住宅敷地の縮小をしたく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可及び承認相当と判断しました。

農地区分は、農地法第5条の審議番号7番、事業計画変更の審議番号1番の100番1、100番16及び事業計画変更の審議番号2番については、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設、教育施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

事業計画変更の審議番号1番の99番1及び101番16については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、農地法第5条の審議番号7番、事業計画変更の審議番号1番の100番1、100番16及び事業計画変更の審議番号2番については「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)。

事業計画変更の審議番号1番の99番1及び101番16については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可及び承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可及び承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番及び2番の3件については、申請どおり許可及び承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから29ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7を除く1～9

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番を除く、審議番号1番から9番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番及び2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便がよく、近隣に医療施設や教育施設があり、住環境が良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地東側の市道幅員について確認したところ、周辺住民の通行の安全を図るため、5mを確保する計画をしている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分はともに、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準はともに、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番及び4番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近くに小学校や保育園等があり、住環境に恵まれているため適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地内に残る農地について確認したところ、譲渡人が嵩上げを行い、畑として耕作するとのことでした。

また、委員より、この嵩上げについては形状変更届を出してほしい旨の意見が出され、申請人からは検討するとの回答を得ました。

さらに、地元委員から、この残る農地については、今後、注視していくとの意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、1596番1、1598番6、1599番1については、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

1597番4、1598番1、1598番3については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、1596番1、1598番6、1599番1については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）。

1597番4、1598番1、1598番3については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号5番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、教育施設や医療施設に近い住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地の西側水路は幹線水路であるため、護岸工事等にあたっては、地元生産組合のほか、対岸の生産組合にも十分に説明を行った上で工事を進めてもらいたい旨の意見

が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4 m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500 m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「店舗」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、現在、貸店舗で美容室を営んでいますが、今般、店舗の建築を計画したところ、申請地は国道に面しており、近くに小学校等の公共施設があるため適地と判断し、申請されたものです。

申請人の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4 m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500 m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「作業場の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、家具の製造業を営んでいますが、敷地が手狭になったため、申請地を含む東側隣地へ敷地拡張を計画したところ、申請地は、拡張部分への通路として必要であるため申請されたものです。

申請人の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「海苔資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在、借りている資材置場が手狭になったため、今般、自宅前の申請地を海苔資材置場として利用したく申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この8件については申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体的に造成を行うものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件についても一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件についても一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書30ページから34ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

21・22を除く11～23

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号21番及び22番の2件を除く、審議番号11番から23番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号11番は、転用目的が「仮設事務所（一時転用）」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、隣接する農地に農業用ハウスを建築するにあたり作業用の仮設事務所を設置したく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されており、許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号12番から14番までの3件は、転用目的が「工場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、電気機器製造業を営んでいますが、事業拡大のために工場を増設したところ、既存の駐車場が手狭となったため、駐車場を拡張したく申請されたものです。

申請人に、申請地が砂利敷きになることについて確認したところ、地元から要望があり、砂利敷にすることで、雨水が一気に水路へ流れ込まないようにしたとのことでした。

また、この水路の管理について確認したところ、工業団地の一部なので他の事業主や地元と協議していきたいとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号15番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、家族で借家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に近接しているため適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号16番は、転用目的が「仮設事務所（一時転用）」の案件で、申請人は電気工事業を営んでいますが、九州電力の鉄塔建設に伴い、仮設事務所を設置したく申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号17番も、転用目的が「仮設事務所（一時転用）」の案件で、申請人は電気工事業を営んでいますが、九州電力の鉄塔建設に伴い、住民相談窓口のための仮設事務所を設置したく申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号18番から20番までの3件につきましては、転用目的が「車両置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、観光バス運送業を営んでいますが、既存の車両置場だけでは手狭となったため、拡張したく申請されたものです。

申請人に、拡張する部分の形が不整形になっていることについて確認したところ、隣接する地権者の同意が得られなかったため、やむなくこのような形状になったとの説明がありました。

また、申請面積の必要性について確認したところ、夜間にも大型バスを転回させる必要があり、危険防止のためには、この面積が必要との説明を受けました。

その他、転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号23番は、転用目的が「保養所の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、美容業を営んでいますが、今般、土地の調査を行ったところ、保養所の建物の一部が申請地に越境していることが判明したため申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該

当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号21番及び22番の2件を除く、審議番号11番から23番までの11件については、申請のとおり許可相当として総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号12番から14番までの3件については、転用目的が「工場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番から14番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号16番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号17番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号17番については、申請どおり許可することに決定

しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号18番から20番までの3件については、転用目的が「車両置場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号18番から20番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号23番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号23番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書37ページをお開きください。

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

3

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号3番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号3番は、平成30年9月に転用許可を行った、「6棟の建売分譲住宅」を今回、「5棟の建売分譲住宅」に変更したいとのことで申請されたものです。

申請人は、6棟の建売分譲住宅として転用許可を受けていましたが、顧客から大型住宅の要望があったため、今回、分譲棟数を変更したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について、問題ないことを確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号3番については、申請のとおり承認し、総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号3番については、申請どおり承認することに決定しました。

次に、議案書38ページから40ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1～11

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から11番までの11件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から11番までの11件：33,537㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この11件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この11件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から11番までの11件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書53ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

55

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号55番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、私本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、一時退室させていただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、退室いたしますので、この案件の議事進行を、秋吉副会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔23番坂井邦夫委員 退室〕

○副会長（秋吉良太君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号55番の

更新 1件：1,047㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長（秋吉良太君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長（秋吉良太君）

異議なしと認めます。よって、審議番号55番については、計画案どおり承認することに決定しました。

坂井会長の入室をお願いいたします。

〔23番坂井邦夫委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書64ページ及び66ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

101・108・109

○会長（坂井邦夫君）

審議番号101番、108番及び109番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件は、平尾委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、平尾委員には一時退室していただき、この3件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件を先に審議することに決定しました。

それでは、平尾委員、退室願います。

〔10番平尾委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号101番、108番及び109番の

更新 3件：6,807㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号101番、108番及び109番の3件については、計画案どおり承認することに決定しました。

平尾委員の入室をお願いいたします。

〔10番平尾委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書84ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

182

○会長（坂井邦夫君）

審議番号182番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、大園南部調査会長本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、大園調査会長には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、大園調査会長、退室願います。

〔21番大園委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

鶴南部副調査会長は、南部調査会長席へ御移動いただき、審査の報告をお願いします。

〔鶴南部副調査会長 移動〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部副調査会長（鶴 敏春君）

報告します。

審議番号182番の

更新 1件：7,492㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号182番については、計画案どおり承認することに決定しました。

鶴南部副調査会長は元の席へお戻りいただき、大園調査会長の入室をお願いいたします。

〔鶴南部副調査会長 移動〕

〔21番大園委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書136ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

421

○会長（坂井邦夫君）

審議番号421番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、野田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、野田委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、野田委員、退室願います。

〔20番野田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号421番の

更新 1件：4,746㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号421番については、計画案どおり承認することに決定しました。

野田委員の入室をお願いいたします。

〔20番野田委員 入室〕

次に、議案書41ページから136ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

55・101・108・109・182・225・254を除く1～420

○会長（坂井邦夫君）

審議番号55番、101番、108番、109番及び182番の5件と、取り下げ案件の2件を除く、審議番号1番から420番までの413件を議題とします。

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号55番、101番、108番、109番、182番の5件及び取り下げ案件の2件を除く、審議番号1番から420番までの413件

新規 21件： 144,591㎡

更新 392件 : 2, 182, 421. 11㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この413件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号55番、101番、108番、109番、182番の5件及び取り下げ案件の2件を除く、1番から420番までの413件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書153ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

484

○会長（坂井邦夫君）

審議番号484番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、野田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、野田委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、野田委員、退室願います。

[20番野田委員 退室]

○会長（坂井邦夫君）

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号484番

更新 1件：18,291㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号484番については、計画案どおり承認することに決定しました。

野田委員の入室をお願いいたします。

[20番野田委員 入室]

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書136ページから157ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

433・484を除く422～502

○会長（坂井邦夫君）

審議番号433番及び484番の2件を除く、審議番号422番から502番までの79件を議題とします。
それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号433番及び484番の2件を除く、審議番号422番から502番までの79件

新規 15件：123,114㎡

更新 64件：341,080.97㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この79件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号433番及び484番の2件を除く、422番から502番までの79件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書158ページをお開きください。

第7号議案 買入協議の適否の判断について

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 買入協議の適否の判断についてを議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請を行うこととし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、買入協議の適否の判断については、原案どおり買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書159ページをお開きください。

第8号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第8号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いいたします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第8号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書160ページをお開きください。

第9号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

○会長（坂井邦夫君）

第9号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いいたします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第9号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、調査会に

において審議したところ、原案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いいたします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第9号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和元年5月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和元年5月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任するこ

とに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和元年5月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時12分 閉会